	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1028	10281010	山貝広にためる工限並列の緩和	保・連帯保証人を徴求しない、当協会への報告義務	会員である貸金業者により、資金需要者への融資を開	出資法上の上限金利が29.2%に下がってから貸金業者はリスクの高い資金需要者に資金を貸し出すことができなくなっている。その結果、借りられなくなった資金需要者がヤミ金融を利用してしまい被害が生じている。そこで、上限金利を緩和し、一定のルールの下に適切な業者が資金需要に応えて、ヤミ金被害を回避することが、この特区を提案する理由である。	宮城県	社団法人宮城県貸金業協会	出資法に定める上限金利の緩和	ヤミ金融による被害が深刻な社会問題になっている。その発生の原因は、信用リスクの高い資金需要者が融資を受けられず、ヤミ金融に走ってしまうためである。一方、現行金融制度の中で、最も高いリスクに応えている貸金業者も、上限金利が29.2%に下がってからは需要に応えることが困り難になっている。そこで、協会員による融資について、短期小額、担保・連帯保証人を徴しない、貸金業協会への報告を義務付ける等の適切と、保全満たした場合に限り、出資法に定める上限金利を40.004%に緩和する特区を提案する。これにより、多くの資金需要者がヤミ金融から資金を借りなくても済むようになり、それによる被害を回避することができる。
1034	10341010	銀行法に定める銀行の経営の健 全性を判断するための基準の緩 和	適切な経営指針を作成・実践している中小企業に対して、銀行法に定める銀行の経営の健全性を判断するための基準を緩和して、金融検査でユアル中小企業融資編にその内容が反映されるようにする。	している中小企業に対して、金融機関は融資しやすくなる。 これを受け、中小企業家同友会は、現在実施している経営 指針作成運動をさらに活発化させ、中小企業が経営指針を	現在、銀行法に定める銀行の経営の健全性を判断するための基準が、信用リスクに関しては、金融検査マニュアルにみられるように、公司が務諸表を主眼とした一面的な内容になっている。そのため、金融機関は、適切な経営指針をもって活動している中小企業であっても、財務諸表が悪ければ不良債権として扱わなければならないため、融資することが難しい。よって、適切な経営指針を作成・実践している中小企業に対して、その基準を緩和することにより、中小企業の経営指針作成・実践を促すとともに、そのような中小企業に対する融資を促進し、もって地域経済の活性化を図ることがこの特区の提案理由である。	宮城県	宫城県中小企業家同友会	地域生き活き特区	現在、銀行法に定める銀行の経営の健全性を判断するための基準が、信用リスクに関しては、金融検査マニュアルにみられるように、企業の財務諸表を主眼とした一面的な内容になっている。そのため、金融機関は、適切な経営指針をもって活動している中小企業であっても、財務諸表が悪ければ不良債権として扱わなければならないため、制資することが難しい。よって、適切な経営指針を作成・実践している中小企業に対して、その基準を緩和することにより、中小企業の経営指針作成、実践を促すとともに、そのような中小企業に対する影響を促すとともに、そのような中小企業に対する影響を促すとともに、そのような中小企業に対する影響を促すとともに、そのような中小企業に対する影響を促進し、もって地域経済の活性化を図ることがこの特区の提案理由である。
1043	10431010		キャプティブ保険会社(親会社または関連会社のリスクのみを引受対象とする保険会社)を法律の中において明文化する。 保険業法施行規則第71条第11項に「5.沖縄振興特別措置法による金融業務特別地区に設立されたキャプティブ保険会社」を加えることで日本におけるキャプティブ保険会社に対する出再(再保険)について、保険会社の責任準備金の積立を免除する道を拓く。	キャプティブ保険会社に関する規制監督項目洗い出し キャプティブの制度化	・保険業法の改正(平成17年4月22日)により、「不特定の者を相手方とする」という保険の対象要件が削除され、「特定の者」にも保険業法の対象範囲が広がったこと・「金融改革プログラム」において保険会社のソルベンシーマージン比率についてIAIS(保険監督者国際機構)の共通指針に関する検討状況も勘案しつつ基準の見直しを実施する方向性が示されたこと上記については、わが国金融システムの国際化に資するものと解する。一方で、元受キャプティブ保険会社については、保険業法の(定義)第2条第1項第2号二において「会社が同一の会社の集団(一の会社及び当該会社の子会社の集団をいう。)に属する他の会社を相手方として行うもの」として保険業法の対象外と規定されたが、再保険キャプティブについては、IAISの「再保険者の監督のための最低要件に関する原則(2002年10月)。の中でも再保険者として置付けられている。従って、わが国においても、再保険キャプティブ保険会社を海外と比較して厳格に規制・監督することを条件に特区内で認めて頂き、企業のリスクマネジメントの高度化に寄与することが、経済の活性化と同時にわが国金融市場の競争力の向上に繋がると考える。	沖縄県	沖縄県名護市	金融テクノロジー開発特に	名護市は沖縄振興特別措置法に基づき金融業務特別地区の指定を受け、金融関連業務の集積を進めている。集積にあたっては、地域をの自立化のみならず、我が国経済の活性化に寄与できる業務を「金融テクノロジー開発特区」構想によ区 リ導入することで、全国に先駆けた金融関連業務の実験場としての機能も併せて担っていく、具体的には企業のリスクファイナンス手法として近年益々ニーズが高まっているキャプティブ保険会社の国内での設立を可能とすべく「キャブティブ保険会社制度の創設」を提案する。

	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1051	10511010	保険業法における保険料の割引、割戻し等の禁止の撤廃	保険業法(平成7年6月7日法律第105号)の第30条(保険契約者の締結又は保険募集に関すして保険契約者の締結又は保険募集に関すして、保険契約者の経済を対して、保険料の割引、割戻し者の他の利益を指定では、保険料の割引、割定を撤廃し、こかでは保険する行為)の法律を撤廃し、こかでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	でホーなります。 でき、人、人、人、人、人、人、人、人、人、人、人、人、人、人、人、人、人、人、人	保険業法(平成7年6月7日 法律第105号)第300条の5(保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為)の規制を守らなくてよい特例の構造改革特区の認可をお願いいたします。この法律は昔、保険会社の保険料があまり変わらなかった時の規制であり、現在保険料が安い保険会社に保険代理店は顧客を取られております。自由競争の原則からも、顧客の利益の為からもこの法律は撤廃すべきです。当社のビジネスモデルでは、個人法人のホームページから当社のホームページにリンクを張ってくださることを条件として会員になっていただき、会員が当社で保険に加入していただいた時に、保険料の2%~7%の値引きをして会員を増やし、当社ホームページへのアクセスを増やしていき、各種サービス、物品を販売していくビジネスですので、この規制の特別を認めていただかないと違法になります。第6次提案で、規制を撤廃できない理由として、保険集団における保険契約者間の公平性を損なうこと、とありますが、外資系を始め安い保険料の保険が出来て以来、日本全体の保険の公平性はありません。また、安い保険が出来て以来、数万の保険代理店が廃業に追い込まれています。安い保険に対抗する手段を与えるべきです。手段も与えられず、勝手に潰れるというのは理不尽です。 不当な利益提供に対抗する手段を与えるべきです。手段も与えられず、勝手に潰れるというのは理不尽です。 不当な利益提供に対抗する手段を与えるべきです。手段も与えられず、勝手に潰れるというのは理不尽です。 不当な利益提供に対抗する手段を与えるべきです。手段も与えられず、勝手に潰れるというのは理不尽す。 とありますが、保険募集の秩序や商取引の秩序を守るためには、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律があり、独禁法の不当策倍(正当な理由所知のに応給するものよりも著しく優良又は有利であると顧客に誤認させることにより、競争者の顧客を自己と取引するように誘引すること。)等の法律があります。この法律の適用により十分保険募集秩序は保たれます。 保険会社の財務的健全性が損なうおそれがあること、とありますが、代理店の手数料を超える値引きは独禁法違反になり出来ません。ですから保険会社の財務とは関係ないです。	大阪府	個人	インターネットの普及計画	パソコンとインターネットの普及が国力を決定する一つの要因になるため、各国はその普及にやっきになっております。日本にインターネットをより普及さすために、個人、法人のホームページから当社ホームページにリンクを張ってくださることを条件に会員になっていただく。 会員になってくださった方が各種保険に当社で加入してくだされば、2%~7%の保険料の割引をしてホームページを作りインターネットをする方を増やす。この構想を実現するため、保険業法の第300条の5を撤廃して、保険代理店が保険の値引きが出来るようにして、多くの方が利益を得るようにする必要があります。
1133	11331010	銀行法の告示に定める自己資本 比率規制の適正化	銀行法の告示に定める、銀行の経営の健全性を示す自己資本比率のあり方を改める。すなわち、自己資本比率の算出で用いられるリスク・ウェイトについて、債権分類上の正常先を10%、実質破を先を20%、要質理先を30%、破綻懸念先を70%、実質破綻先・破綻先を10%として、分類上上位になるにつれて小さくなるように告示を改正する。	比率となり、この値が大きくなることにより、金融機関は融 資を行いやすくなる。これにより、不必要に抑えられていた 融資が資金を必要としている企業に行われるようになり、、	しているので、金融機関は企業への貸出を控えてしまう。通常ローンにも様々あるのに、個々の企業の事	宮城県	個人	自己資本比率見直し特区	貸し渋りや貸しはがしが続いている最大の原因は、銀行の健全性の指標とされる自己資本比率規制にある。自己資本比率とは、資産にリスクウェイトを乗じて得たリスクアセットで自己資本を割った値であるが、金融機関は、この数値を上げるために、国債のようにリスクウェイトの小さな資産を増やし、リスクウェイトが100%もある一般の貸出を減らしてしまう。そこで、個々の企業の実情を考慮して、債権者分類の区分が上位に上がるほどリスクウェイトを軽くするよう。銀行法の下の告示を改正する特区を提案する。こうすれば、金融機関は融資を行いやすくなり、企業の活動も活発になり、ひいては地域経済の活性につながっていくと確信する。
1219	12191010	古民家を信託財産として受託できる法人の許可要件の拡大	信託業法第10条第1項第1号の規定を緩和し、株式会社以外の法人に対しても、管理型信託業としての登録を特例として認めること。	古民家を観光資源として活用する際に信託財産として NPO法人が一括管理する。	古民家を管理すること自体は収益が期待できるものではないことから、株式会社の参入は期待できない。そこで、地域主体で立ち上げたNPO法人が管理型信託業の担い手となりうることが望ましいと考え、特区としての提案を行う。	山梨県	財団法人山梨総合研究所	原郷の里づくり構想	山梨県の地域シンクタンクである財団法人山梨総合研究所が、県内の山間部に集中的に残存する古民家群を活用した、地域の自立を促すプロジェクトを提案する。 具体的には、集落ごとにNPOが中心的主体となり、空き家となっている古民家の管理を行い、それた民宿、貸的財法、レストランなどに活用するとともに、伝統的の景観を保全しつつ、交流人口の増大を図るものである。そのために、古民家を信託財産として受託できる法人の許可要件の拡大や、多様な交付金・補助金等の一元化、多面的NPO支援を要請するものである。